



望郷

「望郷」とは 未だ返らぬ島への想いと希望を込めて

二〇〇八年度 社団法人 日本青年会議所 領土・領海問題委員会メンバーが中心となり、領土領海問題に対する国民意識の醸成を目的に設立された内閣認証NPO法人です。志を共有する同士と協力して参ります。

口座番号 記号10340 番号22190821
加入者 「特定非営利法人日本領土領海戦略会議」
(公式ホームページ <http://japaneseterritory.com>)

編集発行先住所 東京都港区赤坂5丁目5-9 赤坂スバルビル
TEL 03-5843-9504 FAX 03-5843-9505

理事長/佐藤 誠
発行責任者/川村 憲一
編集局長/須藤 紳次郎



「守るべき尖閣諸島と日本の主権」

参議院議員 元国務大臣 有村治子

どなたもぜひ領土主権館へ

昨年一月、東京虎ノ門に「領土・主権展示館」が拡張オープンしました。私自身も一時間半かけて全展示を見ましたが、我が国固有の領土、北方領土、竹島、尖閣諸島に関して大変充実した資料が揃っています。日本の領土を平和的に守るために、一人でも多くの方々に関心を持って頂ければ、と思います。

この領土・主権館は、国内向けのいわゆる国威発揚の場ではなく、正々堂々と世界に開かれた歴史的事実、根拠のある主張を展開しています。「コロナ禍が終息して入国が緩和された後には、ロシアや韓国や中国など、近隣諸国の皆さんも是非先入観を持たずに御覧頂きたいです。

中国は尖閣を日本の領土と認識していた

そもそも我が国がどのようにして尖閣諸島の帰属を確立したのか？明治時代、尖閣は「無主の地」、すなわち所有者がいない土地でありました。当時の中国であった清国にも確認した上で明治政府は、一八九五(明治二十八年)年、沖縄に編入すると告示し、閣議決定を経て、日本の領土に組み込みました。

この「先占の法理」は、他の誰もその土地を所有していないことを確かめ、その地を所管する意思を示し、誰からも異議がなければ領土に編入するという、当時の国際法に沿った平和的な土地の取得方法です。昨年九月に、「領土・主権展示館」では「尖閣諸島と日本人」開拓と中国からの感謝状をめぐる史実」という企画展が開催されました。

大正時代に尖閣諸島 魚釣島近海で遭難した中国の漁民を、日本人が救助し手厚い対応をしたことを受け、清国の後に樹立された「中華民国」から沖縄県八重山郡石垣市長等に複数の感謝状が送られています。文中、中国漁民が漂着した場所について、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣諸島」と明示されており、中華民国が尖閣諸島を、日本の沖縄県八重山郡の一部と認識していたことが明らかになっています。

この感謝状が石垣市(現在の石垣市)に送付された一九二〇年(中華民国九年)から、昨年までちょうど百年でした。尖閣諸島は、明治時代から現在に至るまで、一度も他国の領土になったことはなく、紛れもなく日本の領土であり続けています。敗戦後の米国による沖縄統治時代も含め、尖閣諸島が他国の領土になったことは一度たりともありません。

この事実こそ、日本政府が一貫して「尖閣諸島には他国との間にそもそも領土問題は一切存在しない」との立場を堅持しているゆえんです。すなわち、他国と交渉すべき懸案など全くなし、外交交渉の俎上に載せるまでもなく、日本固有の領土であり続けています。この事実経過と正式見解を、私達国民の誰もが知る共通認識にしていきたいものです。

一九六八年、国連アジア極東経済委員会が、尖閣沖での調査を始め、周辺海域に石油が豊富に埋蔵されている油田の可能性を発表しました。これを受けて一九七一年以降、中国や台湾が突如領有権を主張し始めたのですが、両者の主張には国際法上の根拠はありません。



有村 治子 氏
参議院議員
(比例代表/全国区選出)

昭和45年生まれ。平成13年、参議院選挙 比例代表(全国区)にて初当選、現在4期目。文部科学大臣政務官、参議院自民党政審会長を歴任。平成26年、安倍内閣にて初代女性活躍・行政改革担当大臣として初入閣。現在は、自民党広報本部長、自民党憲法改正推進本部副本部長等を務める。初当選以来、領土問題、特に教科書における領土教育の充実に取り組んでいる。



領土領海、主権を守る国家の意志と覚悟

現在は、内閣官房及び外務省パブリックコメントにおいても、尖閣諸島が日本固有の領土だと説明しながらも、沖縄県石垣市の島々であるという行政事実の記述がほとんど書かれていません。尖閣諸島が何県の何市にあるのか明確にイメージされる国民の皆様が一体何割いらっしゃるのでしょうか？

我が国固有の領土、現に沖縄県石垣市が地方自治に責任を負って確かな施政を続けているのですから、日本政府も是非、その主権行使を明確に発信する意図と領土を守り抜く意思を持って、沖縄県石垣市の尖閣諸島と冒頭に明言・明示するよう、これからは政府に粘り強く働きかけていきます。志を共有して下さる読者の皆さまもぜひ、「沖縄県尖閣諸島」「石垣市尖閣諸島」と意識的に呼びかけて頂ければ幸いです。

日本は言霊の国。言葉に特別な力があると考えてきた民族ですから、島を守る意志を明確にするためにも、哲学ある言葉を日々使いたいものです。

現在中国は、沖縄県尖閣諸島沖での挑発行為をエスカレートしています。中国海警局による航行が頻繁に繰り返され、民間人である日本の漁船を追尾威嚇し、ロシアと連動する暴挙にも出ています。昨年十一月末に来日した王毅外相は、あたかも中国が尖閣領域の主権を有しているかのような暴言を日中共同記者会見で吐きました。看過できない「確信犯」です。

日本を含め世界中が感染症に向き合っているこの苦しい時においても、新型コロナウイルスの感染源である当の中国が、日本の領海における緊張を意図的に高めている、この現実を直視して私たちは今後の日中関係を考えねばなりません。

主権について考えよう

「主権」という用語は、「領土・主権展示館」の名称にもなっている言葉ですが、いざ説明するにはなかなか難しい概念かもしれません。

現憲法の特徴の一つは「国民主権」です。主権、すなわち「国の統治のあり方を決める権利」は国民に属すると、謳われています。同時に、「(国家)主権」とは、対外的には「自国の領域を統治する最高の権利」という意味を持ちます。すなわち、他国に支配されず、他国からの一切の干渉を受けることなく、自国を統治する権利であり、独立国家の基盤です。

「主権」をどう守り続けるかという課題は、尖閣諸島を守り抜くことにも直結します。主権の概念、また独立国家として主権を守り抜くことの価値が国民に共有されてこそ、領土を守る国民的土壌ができるかと考えています。

「尖閣」が初めて行政地名に

統治権を行使する具体例としては、例えば〇〇町のように行政区を命名したり、地番を決めたり、税金を徴収する行政行為が挙げられます。あるいはまた、周辺の海洋調査や気象調査も、立派な主権行使であり、「統治を行っている実績」となります。その地を「適切に統治している」実績を重ね、国内外に知らしめることが、主権を強化することにつながります。

昨年六月、沖縄県石垣市議会において、尖閣諸島の地名を石垣市字登野城から石垣市字登野城尖閣に地名変更する提案がなされ、賛成多数で可決されました。行政区の正式名に「尖閣」という文字が初めて入ったわけです。統治する地を自ら命名することによって、「ここを統治しているのは沖縄県石垣市」という統治実績を重ねています。